

軽油引取税について

軽油引取税は、バスやトラックなどの燃料である軽油の引き取り等に対して課せられるものです。

軽油は県内で買いましょう！

軽油引取税は、軽油を購入した販売店の所在する県の収入になり、教育・福祉・道路整備などに使われます。

NO！不正軽油宣言

不正軽油の製造・販売・使用は、軽油引取税の脱税だけではなく、県民の健康や地域の環境に悪影響を与える悪質な犯罪行為です。

不正軽油の流通を防止するため、

「買わない」「売らない」「使わない」

不正軽油の販売や使用の防止にご協力をお願いします。

◆問い合わせ

佐倉県税事務所 軽油引取税班

☎043-483-1116

※人数と代表者名をご連絡ください。
その他 駐車場に限りがありますので、車での来庁はご遠慮ください。

地域安全ニュース

～安全で安心なまちづくり旬間～

10月11日(火)～20日(木)[10日間]

《「安全で安心なまちづくり旬間」とは》

県警では、「千葉県安全で安心なまちづくりの促進に関する条例」の理念に基づき、県民の関心・理解を深めるため、毎年10月11日から20日までの「安全で安心なまちづくり旬間」に、自治体・防犯協会などの関係機関・団体や事業者、防犯活動に携わるボランティアの方々と協力しながら、犯罪の起こりにくいまちづくりを目指した活動を行っています。

《主な活動内容》

- ◎街頭における防犯キャンペーン
- ◎防犯ボランティアなどによる防犯パトロール
- ◎防犯教室、防犯座談会、出前防犯講話の開催
- ◎金融機関やコンビニエンスストアなどで模擬強盗訓練などを実施します。



「犯罪のない安全で安心なまちづくり」を実現するために、本運動へのご理解とご協力をお願いします。